

第十回国会 厚生委員会 議録 第二十七号

昭和二十六年五月二十三日(水曜日)
午後二時三十一分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君
理事 青柳 一郎君 理事 丸山 直友君
理事 金子與重郎君 理事 福田 昌子君
大石 武一君 高橋 等君
田中 元君 堀川 恭平君
清藤 唯七君 岡 良一君
今野 武雄君 松谷天光平君

出席政府委員

厚生政務次官 平澤 長吉君
厚生事務官 木村忠二郎君
(社会局長) 高田 正巳君
厚生事務官 川井 章知君
(児童局長) 高田 正巳君
委員外の出席者 専門員 引地亮太郎君
専門員 引地亮太郎君

委員外の出席者

専門員 引地亮太郎君
専門員 引地亮太郎君

五月二十三日

委員生田和平君及び砂間一良君辭任につき、その補欠として渡邊良夫君及び今野武雄君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十一日

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第七号)

同日

覚せい剤取締法案(中山壽彦君外四名提出、参法第二二二号)(予)

第一類第八号

厚生委員会議録第二十七号 昭和二十六年五月二十三日

部を改正する法律案反対に關する請願外一件(佐藤重遠君外一名紹介)(第二二二七号)

同(佐藤重遠君外一名紹介)(第二二二七号)

同(宮崎靖君紹介)(第二二二九号)

同(南好雄君紹介)(第二二四〇号)

同外一件(小坂幸太郎君紹介)(第二二四一号)

同外二件(山手満男君紹介)(第二二四二号)

同外三件(福田昌子君紹介)(第二二四三号)

同外一件(丸山直友君紹介)(第二二四四号)

同外三件(平野三郎君紹介)(第二二四九号)

同(今野武雄君紹介)(第二二一九四号)

同(宮原幸三郎君外一名紹介)(第二二一九五号)

同(荒木萬壽夫君紹介)(第二二一九六号)

同(村瀬宣親君紹介)(第二二一九七号)

同(中島茂喜君紹介)(第二二一九八号)

同(内藤隆君紹介)(第二二一九九号)

同(西村直己君紹介)(第二二二〇〇号)

同(長野長廣君紹介)(第二二二〇一號)

同(松本一郎君紹介)(第二二二三八号)

同(福田昌子君紹介)(第二二三九号)

結核病床増設に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二二二八号)

結核患者に國民健康保險の全面適用に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二二二九号)

アブター・ケア施設確立に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二二三〇号)

同(今野武雄君紹介)(第二二一九〇号)

國立療養所における給食費増額等に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二二二二一號)

同(今野武雄君紹介)(第二二一九二號)

醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律制定の請願外二十八件(伊藤郷一君紹介)(第二二四五号)

同(甲木保君紹介)(第二二二〇二號)

同外四十一件(高倉定助君紹介)(第二二二三三號)

同(平井義一君紹介)(第二二二四〇号)

同(關谷勝利君外一名紹介)(第二二四一號)

同外一件(青野武一君紹介)(第二二四二號)

同(甲木保君紹介)(第二二四三號)

同外二十五件(三池信君紹介)(第二二四四號)

同外六件(北川定務君紹介)(第二二四五號)

同外二件(大村清一君紹介)(第二二四六號)

同外十一件(大西正男君紹介)(第二二四七號)

同外三十九件(藏谷雄太郎君外一名紹介)(第二二四八号)

公的保護事務費の増額に關する請願(平野三郎君紹介)(第二二四四号)

結核患者の作業療法に關する請願(今野武雄君紹介)(第二二一九一號)

兒童保護費を地方財政平衡交付金から補助金制度に切替の請願(倉石忠雄君紹介)(第二二二七号)

遺族援護強化に關する請願外一件(神田博君紹介)(第二二二七号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

醫藥分業反対に關する陳情書(京都府相樂郡川西村字菱田京都府相樂郡醫師會會長高田喜太郎外一名)(第七五〇号)

醫藥分業を目的とする藥事法等の改正に關する陳情書外十件(宮崎県延岡市大字川島岡内見外十名)(第七五一號)

醫藥分業反対に關する陳情書(島根県鹿足郡醫師會會長崎武夫)(第七五七号)

同(仙合市大町頭二番地仙合市醫師會會長松川金七)(第七五八号)

同(石川県小松市東町四十一番地小松市醫師會會長春木晴男)(第七五九号)

同(岩手県陸奥郡醫師會會長大平貞治)(第七六一號)

兒童福利關係費の特別補助に關する陳情書外四件(兵庫縣兒童福利委員會委員長田村亨外四名)(第七六四号)

醫藥分業を目的とする藥事法等の改正に關する陳情書(久留米市天神町二百二十番地佐々木佐知子)(第七六六号)

醫藥分業反対に關する陳情書(福岡県宗像郡神興村宗像郡醫師會會長安永桂)(第七六八号)

社会福祉事業法施行に伴う義務的經費の財源措置に關する陳情書(宮城県知事佐々木家壽治外六名)(第七七五号)

社会保険診療報酬單改正に關する陳情書(全國公立病院事務局長會議長佐賀県立好生館病院經理部長岡部齡二郎)(第七七六号)

醫藥分業反対に關する陳情書(愛媛県越智郡醫師會會長飛田福二郎)(第七七八号)

社会保険診療に關する陳情書(東京都千代田区神田駿河台三丁目五番地日本医師會會長谷口彌三郎)(第七七九号)

醫藥分業反対に關する陳情書(米沢市社団法人米沢市、南置郡郡醫師會會長高橋與市)(第七八〇号)

醫藥分業を目的とする藥事法等の改正に關する陳情書(日本審判師協會代議員會代表兵庫縣醫藥品協同組合中居伝次郎外八名)(第七八一號)

同(東京都世田谷区砦台町二ノ三百十六番地寺園照外六十七名)(第七八二號)

醫藥分業反対に關する陳情書(兵庫縣津名郡室津村津名郡醫師會會長濱野

賀一郎(第七八三号)
同(平市材木町十二番地福島県石城
医師会長内木宗八(第七九一号)
国立療養所患者待遇改善に関する陳
情書(松本市嶺々崎国立松本療養所
患者自治会代表宮城倍実外百三十
名(第七九四号))

医薬分業反対に関する陳情書(熊本
県球磨郡医師会長緒方俊造)(第七九
九号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

生活保護法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七一号)

児童福祉法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一七二号)

身体障害者福祉法の一部を改正する
法律案(内閣提出第一七三号)

地方自治法第五十六條第四項の規
定に基づき、検査所の支所及び出張所
の設置に關し承認を求めるの件(内
閣提出、承認第七号)

○松永委員 これより会議を開きま
す。

まず児童福祉法の一部を改正する法
律案、生活保護法の一部を改正する法
律案及び身体障害者福祉法の一部を改
正する法律案、以上三案を一括して議
題といたし、質疑を続行いたしたいと
存じます。今野委員。

○今野委員 いさゝかの点についてお
伺いしたいことがあります。第一に、
お医者さんの方でも、最近健康保険で
かかる方が多くなつたと言われており
ます。同じように普通に給料をもらつ
ていて、普通に働いておる家庭でも、
なか／＼やり切れないで、細君が働か

なければならぬ。そのために一才、
二才の小さな子供を託児所に預けなけ
ればならぬ、こういうような要求が
東京都市やなんかでも、非常にふえて
来ているわけでありまして。元来児童福
祉法というものの建前は、普通に働い
ていれば、こういうような補助とかい
う／＼なもの、あまり受けなくて
もいいはずなんです、いわゆる社会の落
伍者がこういうような法律の恩恵を受
ける、こういう建前のものかもしれま
せんけれども、実際問題としては、普
通に働いていてもなかなか暮せない、
そのために、今のような事例が非常に
多くなつて来ているわけでありまして。

そうすると、児童福祉法というものの
考え方、この間の児童憲章に、非常
に美しい言葉がありましたし、児童福
祉法の一審最初のところにも、非常に
美しい言葉があるわけでありまして、
そういうものをここに実現するために
は、児童福祉法についての予算的措置
とかその他についても、考え方をすつ
と格段にかえて行かなければならぬ
、こういうふうな考えられるわけであ
ります。省ではどういう考えに基いてやつてお
られるか、その点をまず聞いておきた
いと思ひます。

○高田政府委員 御質問の趣旨を、
あるいは私十分に了解いたしておらな
いかもしれませんけれども、今おつし
やいましたように、小さい子供を預け
て働かなければならぬお母さん方が
相当あることを、私も承知いたして
おります。従つてその保育所を設置す
ることが必要であるというふうに承知
をいたしております。私も児童福祉
施設の設置については、補助費のう

ちで保育所を一番の重点にいたして、
その経費を保育所の方に多くまわすよ
うに今日やつております。従いまし
て、今の御質問の御趣旨に沿つたよう
な考え方をいたしておるのではないか
と私は思ふのであります。

○今野委員 私の質問の趣旨は、こう
いうことなんです。つまり昔流の考え
で言つて、世間のお世話になるという
人は、例外的な人間であると考へてお
ります。ところが、賃金が安い、給料
が低いというようなことのために、今
やそれが例外的なことではなくなりつ
つあるということなんです。そうすると、そ
ういう規模でも行政を考へておら
れるかどうか、こういう点です。今ま
での觀念そのまま考へて行くので
は、増大する要求にとでも応じ切れな
くなるのではないかと。たとえば普通の
お医者さんでもそうです。今までは健
康保険は少かつたが、昨年あたりを見
ますと、町のお医者さんでも、健康保
険でかかる人が多くなつて来ている。
そういうようなありさまで、事実上そ
ういうものに対する考え方がやはりか
わつて来なければならぬ。この間も
お医者さんが大分陳情に参つたよう
ですが、そういう点です。そういう最近
における変化、そういうものに対処し
て、行政の建前というものをかえるお
考えがあるかどうか、その点です。

○高田政府委員 今日私もがやつて
おります行政の対象といたしまして、
落伍者という言葉をお使いになりま
したが、私もその中で申せば、孤兒とか
浮浪兒とかいう特殊な人ということに
なるかと思ふのであります。私も、私ども
の仕事といたしましては、そういう特
殊な児童に対する仕事と、そりではな

く、一般勤労家庭の子供であります
とか、一般大衆の普通の子供さん方を
扱う仕事と二つあるわけでありまして。
御指摘の通り、前の方の仕事につきま
しても、十分手が延びておりません。
その方に金の面その他で今日非常に多
くを要しておることは事実であります
けれども、だん／＼とあの方の仕事
に重点を移して行きます。た
とえば、施設の例で申しますれば、保
育所というよりようなものを重視してお
るべきであります。だん／＼と転換をい
たしておるつもりでございます。

○今野委員 それからこれも言ひふ
されたことだろうと思ひますけれど
も、精神薄弱兒あるいは教養院に入れ
られてゐる人、こういう人たちは、年
齢が十八才以上になりますと教養を打
切られる。そういうことである／＼な
例を聞くのです。東京のあるところで
も、十五人ばかりの人が突然追い出さ
れてしまつた。これでは、その子供た
ちは一体どうしてやつて行つていいか
わからない。それから大島にある養育
学園などの例をとりましても、あそこ
には精神薄弱兒といふかつかうで入つ
て来て、四十才ぐらいになるまでおる
者もあります。これは御承知のことだ
らうと思ひますけれども、十八才以上
になると、福祉法による扶助というも
のは得られないので、そのために精神
薄弱兒の場合、今度は生活保護法によ
つておる。そうすると金額が少くなる
ので、かえつていさ／＼な費用がかか
るのに、そういう扶助額が少くなる。
そういう者をも少し国家でめんどう
をみることはできぬのか。これは長
い間の課題になつておるようですが、

長い間の課題になつていながら、毎年
々々同じ問題が持ち出される。現に教
養院などの場合には、そういう問題が
起つてゐるわけでありまして、こうい
う問題については、どんなふうな解決
をおはかりになるつもりなのか、その
点です。

○高田政府委員 お話の通り、精神薄
弱の強度な者については、一生涯施設
に收容して、ごめんどうを見る必要の
ある方があることは事実であります。
児童福祉法が精神薄弱兒施設とい
うものを持つておりました、大体原則
は十八才でございますが、二十才まで
は延長することができるようでありま
す。二十才以上に達しますれば、児童
福祉施設の中に入れておくわけには行
かないという建前をとつております。し
ながら、そういう人を社会にほうり
出しまして、これは何ともなりませ
んの、今日のところは、御指摘のよ
うに生活保護法の保護施設と関連づけ
まして、並べて、片一方は生活保護法
の保護施設といふことでやつておるわ
けであります。生活保護法の保護施設
に行く金と、児童福祉法の精神薄弱兒
施設に行く金と、今正確に比較をいた
すことは私できませんが、もしそれ
がないといふことになりましたら、生活
保護法によつて流れる金の基準額とい
うものの検討に入るべきだ、私はかよ
うに存じております。その基準額を検
討いたしまして、適正でなければ、そ
れを修正して行くというのが筋だろ
う。いすれにしろ、二十才になつたな
らば、もう全然めんどうを見ないとい
うことのできない人たちがおるという
ことは、御指摘の通りであります。

で、そこはひとつまき参りますように努力したいと思ひます。

○今野委員 教護院の方はどうですか。

○高田政府委員 教護院は御承知のように、俗に申します不良少年を收容する施設でございます。従いまして、できるだけ短期に不良性を教護いたしまして直して、早く社会に出すというのが建前であります。年をとつてもその必要があるという者につきましては、大部分は刑法とかその他の対象になるのではないかと考えます。ただ問題になりますのは、不良性はなおつたけれども、社会にほりり出したのでは、独立の生計を営むことが非常にむずかしいというふうな場合があると思ひます。これは教護院の收容児童のフターケアの問題として、いろいろ議論をされておるわけでありすが、現在では、そこまでなか／＼手が延びておりません。もちろん相当程度のこととはやつておりますが、完璧は期せられておりません。従いまして、この改正法の中にも、保護受託者というふうな制度を新たに設けていただきまして、さうなことに寄與しようという意図を持つておるわけでありすが、さうな場合には、もしそれが食つて参れまじやうでしたならば、それは生活保護法の対象になつて行くということにもなるわけでありすが、ともかく問題は、すでに不良性はなおつたけれども、社会に立てないということだろふと思ひます。それらについては、今申し上げましたやうなことでやつて参りたい、かように存じております。

○今野委員 最初の精神薄弱児の場合ですけれども、これは私開きに行つたところ、やつぱり生活保護法の類がずつと低くなるわけなんです。その点は御考慮くださるという話ですが、できるだけ早くさういふことができれば幸いと思ひます。普通の生活保護法でも足りないといふことで、いろいろ要求がありまじやうが、この精神薄弱児の場合は、やつぱりその施設——公的な施設かどうか知りまじやうけれども、私立の施設などでは、やはりすぐ追い出すなといふことはできまじやうから置いておく。それがやつぱり相当い／＼な点で困る。さういふやうなことになるまじやうし、その点は少し教じやないだらうと思ひますから、できるだけ早くおとりはからひ願ひたいと思ひます。

それから片一方の教護院の場合は、荒川の方でやつぱり現在十五人ばかりほりり出されるといふことで、大分心配して、あつちこつち相談にまわつてゐるというやうなことも聞いておりますので、満十八才になつたから追い出すというやうに、機械的にやらないで、何とかうまくやる方法を考へていただきたい。このことをお願いしたいと思ひます。

もう一つ伺ひたいことは、これはもうすでにこの前御質問があつたやうであります。今度の生活保護法の改正で、社会福祉事務所ですか、さういふものが設けられてない町村では、負担を負わなくていいかわりに、今度は一々県に持つて行かなければならないことになるというのであります。さういふ小さな町村、ことに地方であります。今でも生活保護を受けるのは、人のお情を受けるといふので、近所からもあまりよく言わ

れず、役場などでも、往々にしてさういふ觀念で事務を処理してゐる例などもあるわけでありすが、さうすると、県になれば遠いし、しかも県にまでさういふ自分の町や村の恥をさらけ出すのはいやだといふやうなことから、事務の運営が非常に滞りがちになつて、現在生活扶助を受けてゐる者やなんか困るのではないかと。現に大分切り替へる傾向が出ておるわけですが、單に普通の生活扶助ばかりでなく、医療扶助や何かについても、打ち切りが相当出ているやうな状態でありまじやうので、今度の制度の改正によつて、さらにさういふ傾向が助長されるのではないかと。いふことが、心配されるわけでありまじやうが、その点いかがでございまじやうか。

○木村(忠)政府委員 保護を要する者が、保護を受けたいといふ希望があらまじやう場合には、今度の新しい考へ方で行きますと、大体郡に一箇所ぐらゐの福祉事務所において、この仕事を取扱ふことになるわけでありまじやう。県庁まで行くのではないのであります。福祉事務所では扱ふことにならまじやうのであります。その福祉事務所では扱ふ場合に、申請は郵送できます。また、もしも町村の役場に参りますれば、町村の役場にその取次を頼むといふこともできるわけでありまじやう。それから、もし近所の人が見かねるといつたやうなことがございまじやうれば、電話でも福祉事務所の方にこれを申し出すことができるわけでありまじやう。つまりどの方法によりまじやうでも、とにかく福祉事務所まで申し出ますれば、事務所からただちに人が行つて調査いたしまして、扶助するかどうかといふこと

を決定いたすのであります。大体郡に一箇所といふことになりまじやうれば、必要がありまじやう場合には、いつでも出て行くだけの人間を用意いたしてございまじやう。従来は町村に一人しかいないので、たま／＼その人がほかに出て行つたといふやうなことで全然行けない場合、たくさん事務所がありまじやう。急の場合にはすぐ行けるといふことになりまじやう。どちらかと申しまじやうと、その方が民衆のためには便利である。また一方から考へますと、これはさういふことがあつてはならないのでございまじやうけれども、従来町村が費用を負担いたしてございまじやうと、町村の体面を汚すといふよりも、むしろ町村税をそちらに使はれてゐるということによりまじやう。町村民の人がとかく言ひたいことが多いのであります。町村が負担いたさないといふことになりまじやうれば、町村民から直接とかく言われることが少なくなりまじやう。そのために本人も氣まじやういふをしなくて済むといふことになりまじやう。むしろ現状よりいへば、その点改善されるといふことが言ひ得ると思ひます。

それからもう一つ、従来ですと町村役場で扶助したか扶助せぬかといふことがすぐわかることになりまじやう。そのために非常にさういふ思ひをするといふやうなことがあつたかもしれまじやう。今度は町村から離れた所にあるまじやうし、しかもだれを扶助してゐるかといふことは、扶助関係者以外一切知らせないといふのが原則でありまじやう。従つて本人が扶助を受けておるためにさういふ思ひをするといふことは、従来より少くなりまじやうので、さういふ面から申しまじやうと、新しい

制度の方が、私たちといひましては、むしろいいのじやないかと考へております。もちろんこれはやつてみないとわからないことではございまじやうが、私たちはさういふ考へ方から、その方がよからうと思つてゐる次第でありまじやう。な最近扶助の打ち切りを盛んにやつておるというお話でありまじやうが、むしろ扶助の数は減つておるものでありまじやう。どちらかと申しまじやうと、ふえつつあるものであります。打ち切られておると申しまじやうが、これはいつても相当教打ちつておるまじやう。さういふのは、扶助を受けておりましたものでも、扶助を要しなくなつたものが、すでに相当数あるものであります。これを打ち切りまして、さうして新しく扶助を要する者にするといふこともあるものであります。て、扶助を打ち切るべからざるものを打ち切つておるまじやうれば、それに対しては異議を申し立てる手続もできまじやうし、打ち切る場合には、異議の申立てができるといふことを必ず言ひ伝えまして、扶助の打ち切りといふことをいたしておるまじやう。この点につきまじやうは、ひどいことは、さうたくさんないのであります。もちろんたくさんないのでございまじやう。中にはさういふことがないとも限らない。もしさういふことがありまじやうならば、具体的な事実に基づいて適当に処理いたしたいと思ひます。

○今野委員 もう少し具体的に申し上げまじやうと、最近東京など出ておる例でございまじやうが、生活保護を受けておるけれども未亡人などで、子どもがいてなか／＼やつて行けない。それでいろ／＼な失業対策事業に働かに行くと、いふことになると、今度片方は打ち

られる、こういうようなことで、非常に困つておる例があります。こういった失業対策事業に女が出て行くというのは、上ほどの場合で、そういうふうな子どもが多くて夫がいないとか、あるいは夫が病氣であるというふうなことが多いいのであります。そういう場合に、ほとんど機械的に、こつちをやればそつちが打切られるというふうなことが行われておる。こういうふうなことで、いろいろ陳情を受けておるわけでございますけれども、そういうふうなことが、はたして政府の建前であるかどうか、これをお伺いいたします。

○本村(忠)政府委員 生活保護を受けておりました者が、単に就職の道ができた、たとえば今の失業対策事業に出たとしたような場合におきまして、失業対策事業に出たからといって打ち切られるというところは、いたしておりません。いかなる収入のある者でありまして、たとえば、ある人が就職いたしておりまして、定期の収入を得ておりましたも、家族が多くて最低基準の生活費よりも少い収入しかないという場合には、その差額を支給するようになっています。従いまして、失業対策事業等に出まして収入がありまして、その収入が、最低生活費の限度を越しております場合にはこれを打ち切りますが、越さない場合に、これを打ち切ることはいません。その点につきましては、正確にそういうふうな点にいたしております。最近東京におきまして、相当打切つております例がございますのは、これは調査いたしました結果、扶助すべからざるものに扶助しておつたというものが、相当多数あるように見えました。それら

の点につきましては、われ／＼の方にのみきまする監督の結果、明かになりましたものは打切らしておりますが、これははどから見ましても、打切るべきものであるとわれ／＼も考えております。

なおこの点につきましては、一言つけ加えておかなければならぬことは、生活扶助の今の限度が低いのか高いかという問題であります。現在の限度があまりに低いので、これではどうにもならぬではないかというところは、また別の問題でございますが、一応打切の場合には、今の打切り限度を基礎にしているというところを御了承願いたいと思ひます。

○今野委員 低いという点につきましては、どうなんですか。

○本村(忠)政府委員 これも相対的の問題でありまして、絶対に生命を維持することができないというふうなものではないのであります。現在の基準によりまして、生きて行くことはできます。一応働くこともできるわけでありまして、従いまして、これが高いというところは申しません、低いことは確かに低い。これは現在の財政の問題とかあらゆるものを考慮いたしまして、こういうことになつております。われわれといたしましては、なおこの点につきまして、もう少し上げたいという希望は持っております。その希望に對しましては、現在の財政がこれを許さないという状況でありまして、財政状態の許す限り、できるだけこれは上げたかと考えております。

○松永委員 次に、日程を追加し、地方自治法第五十六條第四項の規定

に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件を議題とし、審査に入ります。まず本件の趣旨の説明を平澤政務次官より聴取いたしますと存じます。平澤政務次官。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件
厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第二十條第三項の規定により、検疫所の支所及び出張所を左記のように設置したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六條第四項の規定に基き、国会の承認を求める。

(一) 検疫所支所

名 称	位 置
横浜検疫所	神奈川県横浜須賀野市
横須賀支所	田浦
神戸検疫所	大阪府港区埠頭
大阪支所	大坂市港区埠頭
東京検疫所	東京都大田区羽田
羽田支所	江戸見町

(二) 検疫所出張所

名 称	位 置
広島検疫所	広島県呉市埠頭
呉出張所	
名古屋検疫所	三重県四日市市
四日市出張所	千代町五ノ二
門司検疫所	福岡県若松市新地
若松出張所	町九〇八ノ一

に關し承認を求めるの件について、提案の理由を説明いたします。

現在横須賀港の検疫は横浜検疫所、大阪港の検疫は神戸検疫所、羽田飛行場の検疫は東京検疫所、呉港の検疫は広島検疫所、関門港の若松区の検疫は門司検疫所、四日市港の検疫は名古屋出張所においてそれ／＼分室的業務所を設けてこれを実施中でありまして、この事務所を、先般改正になりました厚生省設置法第二十條第三項の規定により支所または出張所にいたしましたので、業務の万全を期したいと存じますので、ここに地方自治法第五十六條第四項の規定によりまして国会の承認を求めるため、これを提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに承認されますようお願いいたします。

○松永委員 本案に対する質疑は、先般の検疫法案においてすでに終了いたしましたと存じますので、本承認を求めるの件に對して、質疑を終局するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員 御異議なければ、本件の質疑は終局したものと認めます。

引続き討論に入るのでございますが、本件の討論につきましては、別に通告もございませんので、これを省略し、ただちに採決したいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員 御異議なしと認め、討論を省略し、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件の採決をいたします。本件を承認すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員 御異議なしと認め、本件は承認すべきものと議決されました。

なお本件の議長に提出する報告書作成に關しましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますから、さう御了承願ひます。

○松永委員 先ほどに引続きまして児童福祉法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を履行いたしたいと存じます。松谷君。

○松谷委員 児童福祉法の一部を改正する法律案について、財政問題は明日の委員会ですべていたしまして、きよりは高田局長に、簡単なことでございまして、伺つておきたいと思ひます。改正案の十八條の三にも加えられましたように、保健所に特に身体障害のある児童の療育についても指導するようになり、法文化されることになつて参りましたが、従来身体障害児童の中にも、精神薄弱児とか、あるいは盲聾児児童については、相当当局がいろいろ調査を進めてあり、また文部当局との御連絡の上にも、満足とまでは行かないまでも、相当の効果を収めつつある段階だと考えるのでございまして、特に肢体不自由児童についての当局での御関心が、どうもまだ完全——完全と申しますより、ほとんどないに近いような状態より、今まで拜見することができなかったのは、たいへん残念だと思ひます。現在こういう法文化も見られる段階になりまして、肢体不自由児童について、当局がもし対策を具体的に持ちてございすれば、それ

昭和二十六年五月三十日印刷

昭和二十六年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所